

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和4年度持続的な多自然川づくりに関する検討業務 中国地方整備局 R4.7.5～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 森戸 義貴 広島県広島市中央区上八丁堀6-30	R4.7.4	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務の実施においては簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー、工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	34,837,000	34,815,000	99.94%	-	公財	国認定	1者	
R4河川水辺の国勢調査(河川版)総括とまとめ・分析検討業務 関東地方整備局管内 R4.7.9～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 ▲奥 良由 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 北海道開発局開発整備部長 阿部 幹二郎 北海道札幌市北区北8条西2丁目 支出負担行為担当官 東北地方整備局長 山本 巧 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 支出負担行為担当官 中部地方整備局長 内島 正彦 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 支出負担行為担当官 中部地方整備局長 相田 繁裕 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 渡辺 孝 大阪府大阪市中央区大船町1-5-44 支出負担行為担当官 中国地方整備局長 藤井 義貴 広島県広島市中央区上八丁堀6-30 支出負担行為担当官 四国地方整備局長 荒瀬 美和 香川県高松市サンポート3-33 支出負担行為担当官 九州地方整備局長 藤本 浩之 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R4.7.8	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、令和3年度に全国の河川で実施された「河川水辺の国勢調査(河川版)」の調査結果を収集した上で精査・整理を行い、情報提供システムの更新・支援を行うとともに、河川環境の実態や変遷について分析しとりまとめることを目的とするものである。また、河川水辺の国勢調査(河川版)マニュアル改訂に向けた河川水辺の国勢調査に関する検討会支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、河川環境の実態や変遷をとりまとめるための生物調査結果の総括・分析検討方法について技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 公益財団法人リバーフロント研究所は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである	59,015,000	58,960,000	99.91%	-	公財	国認定	1者	連名契約

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		
R4関東地域におけるグリーンインフラ活用検討業務 関東地方整備局管内 R4.7.9～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 ▲瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R4.7.8	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、関東地域におけるグリーンインフラの活用と、多様な主体と連携した生態系ネットワークの形成推進の方案について検討を行うものである。また、前述方案の検討と推進を図るため関東エコノミカル・ネットワーク推進協議会(以下、「推進協議会」という。)の運営補助等も行うものである。本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、関東エコノミカル・ネットワーク基本計画における流域治水の取組を具体化するための検討手法について技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	19,305,000	18,953,000	98.18%	-	公財	国認定	2者		
地域のまちづくりと連携した川づくりの推進に関する調査検討業務 東北地方整備局 R4.7.11～R5.3.22 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 稲田 雅裕 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号	R4.7.11	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するにあたっては、地域のまちづくりと連携したかわまちづくりの手引き案を検討する上で、幅広い知識や経験が必要不可欠であることから、技術提案を求める評価テーマを設定し、簡易公募型プロポーザル方式により評価を行い、本業務を履行するに十分な技術力と能力が認められた者と契約を締結した。	49,973,000	49,973,000	100.00%	-	公財	国認定	1者		
令和4年度九州管内港湾における中長期ビジョン検討業務 ー R4.7.15～R5.3.24 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 杉中 洋一 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R4.7.15	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務の実施にあたっては、九州管内港湾の現状特性等の把握、モデル港における課題の抽出、各モデル港の目標(方針)設定を行わなければならない。また、それぞれのモデル港において勉強会を開催し、構成員の意見を踏まえて中長期ビジョンの検討を進め、概ね20～30年先を見据え、背後圏を含めた港湾空間のゾーニング及び取組の方向性をとりまとめた中長期ビジョンを作成する必要がある。以上のことから、受注業者に対しては、1. 配置予定技術者の経験及び能力(技術者資格、業務執行技術力等)、2. 業務実施方針(業務理解度、業務実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点からプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	30,327,000	30,250,000	99.75%	-	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和4年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全検討業務 横浜西区みなとみらい6-3-7 京浜港湾事務所 R4.8.5～R5.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜港湾事務所長 神田 尚樹 神奈川県横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.8.5	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目4番1関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁工事における、近傍運河を航行する船舶に及ぼす影響および船舶航行の安全確保のために必要な具体的対策について検討するものである。 本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においたとりまとめが要求される。 よって、航行安全対策等について専門的な知見を有する者から、「海上工事の影響を受ける一般船舶を定量的に把握するための具体的な方法について」の技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。 したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。 公益社団法人東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者である。 よって、会計法第29条の3第4項により、左記業者と随意契約を結ぶものである。	15,851,000	15,015,000	94.73%	-	公社	国認定	1者	
大阪湾諸港等広域連携に関する港湾事業継続計画検討業務 ー R4.8.5～R5.3.24 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 中村 晃之 兵庫県神戸市中央区海岸通29	R4.8.5	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大阪湾諸港等における港湾事業継続計画の実効性を向上させるため、日本海側港湾との広域的な連携の検討、大阪湾諸港における新たな災害リスクに対する広域的な連携の検討、航路啓開実務者による図上訓練を実施するものである。 本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が96者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に25者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人日本港湾協会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから公益社団法人日本港湾協会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、左記業者と随意契約を行うものである。	19,822,000	19,800,000	99.89%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
四国の海上における南海トラフ地震対策検討業務 R4.8.5～R5.2.24 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 小林 知宏 香川県高松市サンポート3番33号	R4.8.5	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、「広域海上BCP」及び「緊急確保航路等航路啓開計画」の実行性を高めるための更新等を検討する業務であり、業務履行には関係する他の計画(具体計画等全体的な計画)から港湾BCPのような個別の計画)や法令等様々な知見を必要とし、それらを踏まえて検討し取りまとめる必要がある。このことから、高度・専門的な技術力を要求される業務と判断し、簡易公募型プロポーザル方式を採用した。提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	17,105,000	17,039,000	99.61%	-	公社	国認定	1者	
管内みなとカメラ高度化検討業務 R4.8.22～R5.2.28 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 中崎 剛 広島県広島市中区東白島町14-15	R4.8.22	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中国地方整備局管内港湾施設等の平時における現地状況確認に加えて、大規模災害時の発災時における被災状況把握等に活用するみなとカメラ及びびみなどカメラを補充するみなとIPカメラ(仮称)に関して課題の抽出と対応策の検討を行うものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、2者から参加表明書、技術提案書の提出があり、中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	24,541,000	24,420,000	99.51%	-	公社	国認定	2者	
中国管内の港湾における広域連携BCP検討業務 R4.8.22～R5.2.27 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 中崎 剛 広島県広島市中区東白島町14-15	R4.8.22	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中国広域港湾機能継続計画(以下、「広域港湾BCP」という。)をより実践的なものとするため、航路啓開の手引きの作成や災害時の情報発信を行うポータルサイトの検討を行うとともに、広域連携訓練(机上)により明らかにした課題を整理し、広域港湾BCPの点検及び改定案の作成を行うものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1者から参加表明書、技術提案書の提出があり、中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	15,642,000	15,620,000	99.86%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和4年度豊伊川水系生態系ネットワーク検討業務 島根県出雲市 R4.8.25～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所長 小谷 哲也 島根県出雲市塩冶有原町5-1	R4.8.24	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務の実施においては簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー、工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	18,700,000	18,700,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R4荒川下流沿川整備推進方策検討業務 荒川下流河川事務所管内 R4.8.27～R5.3.17 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 出口 桂輔 東京都北区志茂5-41-1	R4.8.26	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川下流管内における新田地区及び新田一丁目地区の裏法部の利活用方法について検討を行うことを目的とする。併せて、「荒川下流管内高規格堤防設計・検討のポイント」について最新の知見等を踏まえた更新を行うことを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要となることから、「同種又は類似業務の実績」、「配置予定管理技術者の資格、経歴、優良業務、手持ち業務の状況」、「当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定も含む)」、「業務の実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人リバーフロント研究所は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	19,932,000	19,932,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務 北陸地方整備局管内 R4.9.2～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 杉野 浩茂 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	R4.9.2	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行うものである。また、本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるために実施する情報伝達訓練について、訓練目的及び訓練内容を検討し訓練実施計画を作成するといった専門的な知識を有すること、また、訓練実施計画に基づき訓練を行い、訓練結果から事業継続計画の実効性向上に向けた課題を整理し対応策を検討し、「北陸地域港湾の事業継続計画」の改訂案作成するなど、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 (公社)日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者であるため、随意契約を行うものである。	17,600,000	17,600,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		
室津港みなとカメラシステム設計業務 ー R4.9.5～R5.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 野呂 茂樹 高知県高知市種崎874番地	R4.9.5	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、室津港において直轄工事の施工管理及び災害事故時等の危機管理を含めた施工管理に活用することを目的として、みなとカメラの設置場所、通信方法、設備等について設計を行うものである。このことから、高度・専門的な技術力を要求される業務と判断し、簡易公募型プロポーザル方式を採用した。提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	23,672,000	22,990,000	97.12%	-	公社	国認定	2者		
令和4年度離島防災体制の構築に係る検討業務 ー R4.9.12～R5.3.17 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 杉中 洋一 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R4.9.12	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたり、離島の特性を把握した上で、災害支援計画として、災害時における当局所有の船舶を派遣する場合の支援体制及び投入体制について検討する必要があるため、受注業者に対しては、1. 予定技術者の経験および能力(技術者資格、業務執行技術力等)、2. 業務実施方針(業務理解度、業務実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点からプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最優であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	14,234,000	14,234,000	100.00%	-	-	公社	国認定	1者	
令和4年度 東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル船舶航行安全対策検討業務 ー R4.9.13～R5.3.24 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京港湾事務所長 加藤 経夫 東京都江東区新木場1-6-25	R4.9.13	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目4番5番1関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し、検討するものである。 本業務の遂行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。 よって、海難防止に関する専門的な知見及び航行安全等に関する高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。 「転換するV2岸壁及び航路近傍において、入出港船舶の航行に支障を与えないように、安全対策を検討するうえで留意すべき点」本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、入出港船舶の大きさや工事作業範囲に応じた工船用船舶の待避判断条件等の検討等、唯一の技術提案を行った公益社団法人東京湾海難防止協会を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。 よって、会計法第29条の3第4項により、左記業者と随意契約をするものである	10,373,000	10,043,000	96.82%	-	公社	国認定	1者		

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
久慈港みなとカメラ移設検討業務 - R4.9.14～R5.3.17 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局釜石港湾事務所長 小杉 宣史 岩手県釜石市港町2-7-27	R4.9.14	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、久慈港に設置済みのみなとカメラを移設するため、移設先候補地におけるカメラ配置及び移設に必要な附帯設備の検討を行い、移設工事に関する設計図書等の基礎資料を作成するものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、左記業者と随意契約を行うものである。	16,456,000	16,060,000	97.59%	-	公社	国認定	1者	
港湾機能継続計画の実効性向上検討業務 - R4.9.15～R5.3.17 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 安部 賢 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	R4.9.15	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大規模災害発生時において、管内の港湾が連携し継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」における、荷役機械の広域調達に係わる具体方策の検討、ならびに検討成果の実効性確認の為に訓練の運営と課題を整理し、「東北広域港湾BCP」の改訂(案)の作成を行うものとする。 また、本業務の検討結果について議論する協議会を運営し、協議会における、説明資料の作成、議事録や結果に関する取りまとめを行うものとする。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明書の提出があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、左記業者と随意契約を行うものである。	14,476,000	14,410,000	99.54%	-	公社	国認定	1者	
酒田港みなとカメラ検討業務 - R4.9.15～R5.2.17 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局酒田港湾事務所長 藤原 弘道 山形県酒田市光ヶ丘5-20-17	R4.9.15	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、老朽化した酒田港のみなとカメラの入替えを行うため、みなとカメラの配置、通信回線・経路、画像伝送設備並びにカメラ機器仕様、付帯設備、維持管理及び既存のカメラ、回線、画像伝送設備、付帯設備等撤去の検討を行うものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、総合的に最も評価値が高い公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、左記業者と随意契約を行うものである。	21,307,000	20,130,000	94.48%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
下水処理場における消費電力量試算ツール作成業務 随意 R4.9.17～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 奥村 康博 茨城県つくば市旭1	R4.9.16	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、他処理場からの汚泥受入を実施している処理場を対象として電力消費量、汚泥性状、物質収支等の情報を収集整理し、汚泥受入による電力消費量および節エネによる発電量の増減を算出する上での考え方や課題点を整理できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。 その結果、上記相手方は、入札説明書を交付した7者のうち、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加表明し、業務実施条件を満たし技術提案を行った唯一の相手方であり、また、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から上記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである	9,119,000	8,976,000	98.43%	-	公財	国認定	1者	
令和4年度 吉野川流域生態系ネットワーク検討業務 徳島河川国道事務所 R4.9.21～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 関 健太郎 徳島県徳島市上吉野町3-35	R4.9.20	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	本業務を遂行するためには、河川環境の評価の分析及び生態系ネットワークの検討について高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める技術内容等に合致し、最も優れた提案であると認められたため、左記業者を特定したものである。 よって会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	14,762,000	14,740,000	99.85%	-	公財	国認定	1者	
令和4年度 横浜港新本牧地区船舶航行安全検討業務 横浜港新本牧ふ頭地区 R4.9.28～R5.1.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜港湾事務所長 神田 尚樹 神奈川県横浜市西区みなとみらい6-3-7	R4.9.28	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目4番1 関内トーセイビルⅡ 202号室	1020005009866	会計法第29条の3第4項 本業務は、横浜港新本牧ふ頭地区整備における海上工事に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。 横浜港新本牧ふ頭周辺水域は、大型船から漁船、プレジャーボートに至るまで多種多様な船舶が行き交う船舶の輻輳海域である。 本業務の実施にあたっては、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防の法規は熟知した上で、船舶交通の特性や作業船による海上工事と精通していることが必要であり、高度な知見と多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。 よって、「工事中の航行安全対策を検討する上での着目点」について技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待できる。 したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。 公益社団法人東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。 よって、会計法第29条の3第4項により、左記業者と随意契約をするものである	12,562,000	12,001,000	95.53%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者 数	
紙オムツ受入による下水処理施設影響検討 業務 随意 R4.9.30～R5.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 奥村 康博 茨城県つくば市旭1	R4.9.29	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、紙オムツ受入により維持管理の影響が大きい設備構成・設備種類を検討できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。その結果、上記相手方は、入札説明書を交付した12者のうち、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加表明し、業務実施条件を満たし技術提案を行った唯一の相手方であり、また、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から上記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	9,735,000	9,515,000	97.74%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。